

野々浜マリンタウン売却要領

下記の要領で、野々浜マリンタウン分譲地を販売中です。

1. 売却地

- (1) 名 称 野々浜マリンタウン
- (2) 所 在 地 玉野市田井5丁目
- (3) 地目・区画数 宅地・15区画(R07. 1. 21現在)
- (4) 用 途 地 域 市街化区域(第一種住居地域)
- (5) 建築行為の制限
 - ・住宅(店舗兼用住宅、社宅、貸付住宅を含む)を建築するものとし、床面積50㎡以上、地階を除く階数は2階以下、高さは現状地面から10m以下の建物とする。
 - ・建ぺい率は60%以下、容積率は200%以下とする。
 - (以下は努力義務)
 - ・建築家屋の外壁又はこれに代わる柱の外表面から隣地境界線及び道路境界線までの距離は、1m以上とする。
 - ・宅地内はつとめて緑化することとし、隣地境界線及び道路境界線についてはなるべく通風のよい生垣、ネットフェンス等とする。
 - ・土盛り等による宅地の現状変更、及び電柱、支線の移設はできません。
- (6) その他の条件
 - ・各戸のテレビは、倉敷ケーブルテレビを利用を推奨しています。
 - (使用料が別途必要となります。)
- (7) 設備
 - ・ガ ス 各戸プロパン
 - ・水 道 玉野市営水道、各区画に止水栓引込済(給水工事分担金が別途必要)
*分担金(水道管の口径20mmの場合)60,000円+消費税、審査手数料3,000円
 - ・下水道 玉野市公共下水道、各区画に公共マス設置済(受益者負担金は不要)

2. 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、持参してください。

受付期間：随時受付中

受付場所：契約管理課(市役所2階)

- ・契約と同時に契約保証金として、分譲代金の5%相当額を納付し、契約後5か月以内に分譲代金を完納していただきます。
- ・物件は現況での引渡しとなります。現地をよくご確認のうえ、お申し込みください。
- ・日本国外に居住する方は申し込みできません。
- ・地方自治法施行令第167条の4に該当する方は申し込みできません。
- ・市有財産に関する事務に従事する職員は申し込みできません。

- ・売買契約には次の特約を付します。

1. 禁止する用途及び制限

(ア) 買受人は、売買物件を玉野市暴力団排除条例（平成24年玉野市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団の活動の拠点となる施設、その他これに類する施設の用に供してはならない。

(イ) 買受人は、この契約の締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2. 所有権の移転等の禁止

(ア) 買受人は、売買物件又は売買物件に設置した建物等の物件を、前述の（ア）の用に供するおそれのある第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(イ) 買受人は、契約締結から5年間、売買物件または売買物件に設置した建物等の物件を前述の（イ）の用に供するおそれのある第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。

3. 実地調査

売渡人は、前述1、2に定める義務の履行状況を確認するため、買受人に所要の報告を求め、又は随時に実地調査することができる。

3. 契約の締結

申込から30日以内に玉野市と土地売買契約を締結していただきます。

場 所：契約管理課（市役所2階）

必要なもの：（1）契約保証金 土地代金の5%程度（納付書にて支払）

（2）契約に伴う収入印紙

土地代金が1,000万円を超える場合 1万円

土地代金が1,000万円以下の場合 5千円

（3）印鑑

- ・契約締結後に契約を解除されても、契約保証金は返還しません。

- ・物件は現況での引き渡しとなります。

4. 売買代金の納入

契約者は、売買契約締結後5か月以内に、市が発行する納付書により契約金額から契約保証金を差し引いた額を納付していただきます。残金が完納されないときは契約を解除し、契約保証金は返還しません。

5. 所有権移転

売買代金完納後、市において所有権移転登記をします。なお、登記に要する登録免許税（10万円程度）は買受人の負担となります。

6. お問い合わせ先

玉野市財政部契約管理課（市役所2階）

電話（0863）32－5518